オンライン申請期間:7月2日~7月9日

令和6年7月2日

第2学年 生徒·保護者 様

千葉県立佐倉高等学校長

就学支援金支給に係る7月の所得審査について

就学支援金制度では、法律により毎年7月の所得審査が義務付けられています。 つきましては、令和6年度7月の審査を下記のとおり行いますので、ご確認をお願いいたします。 記

1 就学支援金を現在受給中の場合

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、継続届出欄の『継続意向登録』ページで意向の確認・登録をお願いします。

(1)保護者等情報の変更(保護者の増減等変更がある場合)について		
受給状況	保護者の増減等変更が <mark>ある</mark> 場合	保護者の増減等変更が <mark>ない</mark> 場合
就学支援金 を受給している方	①あります。(②以外の理由)を選択してください。 →続けて『保護者等情報変更届出』を行います。変更内容を入力のうえ提出してください。	③ありません。 ◆続けて『収入状況届出』を行います。以下 (2)~(3)を参照してください。

※今回新たに「マイナンバーカードを使用して課税情報を取得する場合」や「マイナンバーを提出する場合」は「あります」を選択してください。

<u>(2)前回審査でマイナンバーカードを使用して税額等を取得し、審査を完了した方</u>

➡続けて『収入状況届出』を行います。前回の審査と同様に、マイナポータルから税額を取得の うえ提出してください。

(3)前回審査でマイナンバーをオンライン上もしくは紙で提出し、審査を完了した方

➡続けて『収入状況届出』を行います。届出内容を確認のうえ提出してください。

(4)前回審査で課税証明書類等を紙で提出し、審査を完了した方

→今回も課税証明書類で審査を行う場合は、続けて『収入状況届出』を行います。 届出内容を確認・入力のうえ提出してください。

2 就学支援金を現在受給していないが今回申請する場合

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、<u>新規申請画面内の『意向登録』ページで</u> <u>意向を登録のうえ受給資格認定申請情報をしてください。</u>

3 所得制限等により就学支援金の申請・継続等をしない場合

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、<u>現在、就学支援金を受給していない方は</u> <u>『意向登録』ページ、就学支援金を受給している方は『継続意向登録』ページで申請を行わない</u> 旨(受給権を放棄する旨)を登録してください。

※就学支援金オンライン申請システムのログインID・パスワードが分からない方は事務室までご連絡ください。 ※やむを得ない事情により紙申請を希望する場合や、オンライン申請を使用し、別途紙で提出する書類がある方 は、申請様式等、該当する書類をお渡し致しますので、事務室までご連絡下さい。

重要

マイナンバーによる審査を行うには、

<u>令和6年度(令和5年1月~12月)の所得の申告が必要です。</u>

税の申告(確定申告や年末調整)を行っていない方はマイナンバーによる審査ができず、授業料のお支払いが発生する場合があります。

必ず事前に税の申告を行ってください。

お問い合わせ先 佐倉高等学校 事務室 (電話 043-484-1021)

高等学校等就学支援金 7月の所得審査

